

入試合格者既修者認定試験（2025年3月7日施行）
刑事訴訟法 試験問題

【問題】

以下の〈事例〉を読み、〈設問〉に答えなさい。

〈事例〉

- 1 令和5年4月14日午後3時20分ころ、甲県乙市中心部にある繁華街において駐車中の原動機付自転車前部荷籠から、財布（キャッシュカード、クレジットカードや5万円余りの現金などが入っていた。）などが入ったV所有のリュックサックが窃取される事件（以下、「本件」という。）が発生した。

同日午後3時22分ころ、Vから110番通報があり、その際、Vが確認した犯人の人相・服装、犯人が乗って逃走した普通乗用自動車の色・ナンバー等が申告されたので、これに基づき直ちに緊急手配がなされた。

その後間もなくして、上記自動車は同日午前9時過ぎ（本件発生の約6時間前）に乙市内で盗まれたものであることが判明し、その旨が直ちに捜査員に通報された。

- 2 乙警察署（以下、「乙署」という。）所属のK、Lの両巡査は、同日午後4時30分過ぎころから、乙市内の乙川大橋南詰で車両検問に従事していたところ、同日午後5時40分ころ、手配車両が乙市中心部方面から進行して来るのを認めた。

K巡査が、その色及びナンバーを確認したうえ停止の合図をしたところ、手配車両は減速したが、両巡査の前付近から急に加速し丙市方面に向けて走り去った。その際、両巡査は、手配車両の運転者がその人相・服装等から手配中の犯人であること、他に同乗者がいないことを確認した。

- 3 K巡査らは直ちにミニパトカーで手配車両を追跡し、約4キロメートル先でこれに追いつき、更に約2キロメートル進んだところで、手配車両は丙市立丁中学校校庭に進入し同所で停まり、下車した犯人は同車両を放置したまま同校西側の山林内に逃げ込んだ。K巡査は車から降りてこれを追跡したが、同日午後6時ころ、その姿を見失ってしまった。

- 4 そこで、同中学校に犯人捜索本部が設けられ、近隣の消防団員の応援を得て同山林の山狩りとJR乙線各駅及び沿線の張込み等が行われた。

- 5 同日午後8時ころ、JR乙線戊駅で張込み中のM巡査部長とN巡査は、同駅南側空地付近で男性を発見し、その人相・服装等が手配人物に酷似しているうえ、そのズボンが濡れていますニーカーが泥で汚れていることから、山林中を逃げ廻った犯人に間違いないと認め、同人に対して、戊駅待合室への同行を求め、同所で質問を開始した。

その男性は本件について何も知らない旨答え、住所・氏名を尋ねても答えず、「俺は何もしていない。早く自由にしてくれ。これから行くところがあるのに。」などと不平を述べていたが、しぶしぶ提示に応じた運転免許証（期限切れで失効している）及び出所証

明書によって、その本籍・氏名（X）・生年月日のほか、最近、甲刑務所を出所したばかりであることが判明した。

M巡査部長らによる質問が続けられる間に、車両検問に従事していたK、Lの両巡査も戊駅待合室に到着し、Xが前記検問を突破し山林内に逃走した犯人に相違ないことを確認した。さらに、甲県警察本部からは、応援のO警部らがパトカーに乗って臨場した。

本件について、Xの容疑が濃いと判断したO警部は、戊駅待合室が一般の人も利用する場所であることを考慮して、同日午後8時35分過ぎころ、Xに対し、パトカーに乗つて乙署に同行することを求めた。

6 Xは、O警部らに促されて待合室の外に出た後、しばらくの間、乙署への同行に難色を示していたが、複数の警察官に囲まれていたため、半ば自棄的になり、勝手にしろといった調子で、「俺が何を言っても聞く気なんてないんだろ。どこにでも連れて行けばいいじゃないか。」などと述べた。

これを聞いたN巡査が、「それじゃ、行こうか。」と言って、右手でXの左手首をつかみ、パトカーの方に強く引っ張ったのに対し、Xは、「何をするんだ。」と大声をあげ、その場に踏ん張ったり、N巡査の手を振りほどこうとしたりするなど、抵抗する姿勢を示していたが、大柄なM巡査部長が、業を煮やして、「無駄なことをしてないで、早く乗れ。」と言ひながら、Xを羽交い締めにして、強引にパトカーの方に引きずるように引っ張つていき、同車の後部座席に乱暴に押し込んだ。

7 同日午後8時45分過ぎころ、O警部らは、Xを上記パトカーの後部座席中央に座らせたうえ、その両側にM巡査部長とN巡査がXを挟むように座るとともに、同車の前部座席には運転者のほか助手席にO警部が乗り込む形で、合計4名の警察官が同乗して戊駅前を出発し、同日午後9時10分ころ、乙署に到着した。なお、移動中の同車内では、O警部が話しかけても、Xは黙ったままで、物理的に抵抗することもなかった。

8 乙署においては、取調べ室で、同日午後9時30分過ぎころから、O警部による取調べが行われ、Xは依然として否認を続けた。同日午後10時を過ぎたころ、取調べ中のXが、「自分は逮捕されているのか。逮捕されているのなら、疲れているので、もう留置場で休ませてくれないか。まだ逮捕していないならここから出してくれ。」と言って椅子から立ち上がったが、O警部もすぐに席を立つと、「逮捕はしていないが、まだ聞きたいことがあるから、ここから出すわけにはいかない。」と言いながら、Xの右肩に軽く手をかけて椅子に座らせる、というやりとりもあった。

9 O警部らは、上記取調べと並行して、Xを通常逮捕するための手続を進めており、同日午後11時48分、Xは、上記取調べ室において、本件について裁判官の発付した通常逮捕状により逮捕され、所要の手続を経た後、間もなく乙署留置場に移された。

そして、同年4月16日午後1時には、Xを検察官に送致する手続がとられた。

10 同日午後4時、検察官Pは、甲地方裁判所裁判官に対し、本件についてXの勾留を請求した。

<設問>

1. 以下の小問について論じなさい。

(1) 「強制の処分」(刑事訴訟法第197条第1項ただし書)の意義について論じなさい。

(2) <事例>項目番号5以下における警察官らの活動の適法性について、小問(1)で述べた内容を踏まえて論じなさい。

2. 以下の小問について論じなさい。

(1) 勾留の請求を受けた裁判官は、勾留の理由と必要はあるが、それに先行する手続に重大な違法が認められる場合、勾留状を発付することが許されるか、論じなさい。

(2) 本件について勾留の請求を受けた裁判官は、Xに対して勾留状を発付することが許されるか、小問(1)で述べた内容を踏まえて論じなさい。